

納税環境整備

無申告加算税の割合の引き上げ

無申告に対する罰則の強化のため、無申告加算税に下記の措置が講じられます。

- ・無申告加算税の割合（現行15%（税額のうち50万円を超える部分は20%））について、税額が300万円を超える部分に対する割合が**30%**（更正の予知がない場合は**25%**）に引き上げられます。
- ・過去に無申告加算税や重加算税が課されたことがある等の一定の場合における無申告加算税や重加算税の割合が**10%**加算されます。

（令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）

電子帳簿保存法の見直し

国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、電子帳簿保存法について下記の見直しが行われます。

（1）優良な電子帳簿の範囲の見直し

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲について一定の帳簿に限定されます。

（2）スキャナ保存制度の要件見直し

- ・スキャナで読み取る際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止されます。
- ・入力者などに関する情報の確認要件が廃止されます。
- ・相互関連性要件について、契約書、領収証等の重要書類に限定されます。

（3）電子取引データの保存制度の見直し

電子取引データの保存制度における検索要件について下記の**緩和措置**が講じられます。

①検索要件を不要とする措置

税務調査の際に電子データをダウンロードの求めに応じることができる場合において、以下のいずれかに該当する場合には**検索要件が不要**となります。

- ・**売上高5,000万円以下**（現行1,000万円以下）の場合。
- ・電子データの出力書面（**整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。**）の提出の求めに応じることができるようにしている場合。

②要件が充足できない場合の新たな猶予措置

保存要件に従ってデータを保存することができない相当の理由があると税務署長が認め、データのダウンロードの求めに応じ、**整然とした形式及び明瞭な状態で書類の提示・提出**をできるようにしている場合は、保存要件にかかわらずデータを保存できる猶予措置が設けられます。

（令和6年1月1日以後適用）